



平成28年6月29日

各 位

会 社 名 大 幸 薬 品 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 柴 田 高  
(コード番号：4574 東証第一部)  
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 吉 川 友 貞  
(TEL 03-5425-1595)

### 新株予約権の消滅に関するお知らせ

当社は、当社の取締役、監査役及び従業員に対して発行した新株予約権の一部が消滅することとなりましたので、下記の通りお知らせ致します。

記

#### 1. 消滅の対象となる新株予約権の内容

##### 第5回新株予約権の概要

(1) 決 議 日	平成25年10月18日
(2) 割 当 先	当社の取締役、監査役及び従業員
(3) 権 利 行 使 期 間	平成26年7月1日から平成30年11月4日まで
(4) 新株予約権の発行数	3,713個 (潜在株式数：371,300株)
(5) 新株予約権の未行使残高数	3,617個 (潜在株式数：361,700株)
(6) 消滅する新株予約権の数	1,116個 (潜在株式数：111,600株)
(7) 消滅後の新株予約権の数	2,501個 (潜在株式数：250,100株)

##### 第8回新株予約権の概要

(1) 決 議 日	平成27年6月1日
(2) 割 当 先	当社の取締役、監査役及び従業員
(3) 権 利 行 使 期 間	平成28年7月1日から平成32年6月18日まで
(4) 新株予約権の発行数	5,671個 (潜在株式数：567,100株)
(5) 新株予約権の未行使残高数	5,671個 (潜在株式数：567,100株)
(6) 消滅する新株予約権の数	5,671個 (潜在株式数：567,100株)
(7) 消滅後の新株予約権の数	0個 (潜在株式数：0株)

#### 2. 新株予約権の消滅の理由

第5回新株予約権は、下記の「新株予約権の行使の条件」があり、この第①項(c)に抵触するため、当該新株予約権の一部が消滅するものであります。

##### <第5回新株予約権の行使の条件>

① 新株予約権者は、平成26年3月期乃至平成28年3月期の監査済みの当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）の営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成していない場合はキャッシュ・フロー計算書）に記載される減価償却費を加えたもの（以下、「EBITDA」という。）が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(a) 平成26年3月期のEBITDAが1,800百万円を超過している場合  
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の35%

(b) 上記(a)を満たしており、かつ、平成27年3月期のEBITDAが1,800百万円を超過している場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の 70%

(c) 上記(b)を満たしており、かつ、平成 28 年 3 月期の EBITDA が 2,200 百万円を超過している場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の 100%

第 8 回新株予約権は、下記の「新株予約権の行使の条件」があり、この第①項(a)に抵触するため、当該新株予約権の全部が消滅するものであります。

< 第 8 回新株予約権の行使の条件 >

① 新株予約権者は、平成 28 年 3 月期乃至平成 30 年 3 月期の監査済みの当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）の営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成していない場合はキャッシュ・フロー計算書）に記載される減価償却費を加えたもの（以下、「EBITDA」という。）が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき 1 個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(a) 平成 28 年 3 月期の EBITDA が 2,100 百万円を超過している場合  
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の 20%

(b) 上記(a)を満たしており、かつ、平成 29 年 3 月期の EBITDA が 2,300 百万円を超過している場合  
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の 60%

(c) 上記(b)を満たしており、かつ、平成 30 年 3 月期の EBITDA が 2,700 百万円を超過している場合  
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の 100%

### 3. 新株予約権の消滅日

平成 28 年 6 月 29 日

### 4. 今後の見通し

当社の平成 29 年 3 月期業績予想への影響につきましては軽微であります。

以 上